

# 第1回 HIKARI MARINE CUP

山口県スポーツ交流村

2022年8月19日-21日

## 帆走指示書

[NP]の表記は、艇は他艇の規則違反に対し抗議できないことを意味する。これは規則60.1(a)を変更している。

### 1 適用規則

- 1.1 本大会には『セーリング競技規則』に定義された「規則」が適用される。
- 1.2 付則 P および付則 T を適用する。

### 2 競技者への通告

競技者への通告は、下記大会ホームページ上の「大会掲示板」に掲示される。

<https://hikarimarinecup.kouryumura.net/>

ただし、プロテスト委員会からの通告については、下記QR codeの掲示板に掲示される。



### 3 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、その日最初のレースのスタート60分前までに掲示する。レース日程に関する変更については、発効する前日の18:30までに掲示される。

### 4 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発する信号は、スポーツ交流村クラブハウス南側に設置された信号柱に掲揚する。
- 4.2 [DP] 音響1声と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗の掲揚後30分以降に発する。艇はこの信号が発せられるまで、ハーバーを離れてはならない。」ことを意味する。

## 5 レース日程

- 5.1 8月19日(金) 10:00~13:00 大会受付、大会計測 (計測最終受付 12:00)  
13:00 オープニング・セレモニー  
13:20 競技説明会  
14:30 最初のクラスの予告信号  
引き続きレースを行う
- 8月20日(土) 10:00 その日の最初のクラスの予告信号  
引き続きレースを行う  
17:30~18:30 オリンピアンによる講習会 (~18:30)
- 8月21日(日) 10:00 その日の最初のクラスの予告信号  
引き続きレースを行う  
16:00 表彰式・閉会式
- 5.2 最大9レースを行う。
- 5.3 1つのレースまたは一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号のを発する最低5分前に音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.4 最終日には、14:30より後に予告信号を発しない。

## 6 クラス旗

TECHNO293 全日本小学校高学年・中学年クラス	グリーン旗
TECHNO293 全日本中学校クラス	白色地のテクノ293クラス旗
TECHNO293 全日本高等学校クラス	白色地のテクノ293クラス旗
TECHNO293プラス 全日本高等学校クラス	白色地のテクノ293クラス旗
TECHNO293 オープンクラス	白色地のテクノ293クラス旗
レーザー4.7	黄色地のレーザークラス旗
ラジアルクラス	緑色地のレーザークラス旗
420クラス	白色地の420クラス旗

## 7 レース・エリア

添付1にレース・エリアの位置を示す。

## 8 コース

- 8.1 添付2のコース図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位に掲示する。

## 9 マーク

- 9.1 マーク1は、緑色円錐台形ブイ、TECHNO293小学校高・中学年クラスのマーク1は、ピンク色円錐台形ブイとする。
- 9.2 マーク2は、緑色円錐台形ブイとする。
- 9.3 指示11に規定する新しいマークは黄色円柱形ブイとし、TECHNO293小学校高・中学年クラスでは、オレンジ色円柱形ブイとする。
- 9.4 スタート・マークは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にある赤色円柱形ブイとする。
- 9.5 フィニッシュ・マークは、スターボードの端にあるレース委員会艇とポートの端にある赤色円球形ブイとする。

## 10 スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上でオレンジ色旗を掲揚しているポールとスタート・マークのコースの側の間とする。
- 10.2 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった (DNS)」と記録される。これは規則A5.1とA5.2を変更している。

## 11 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

## 12 フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、レース委員会艇上の青色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコースの側の間とする。

## 13 タイム・リミット

- 13.1 マーク1のタイム・リミット、レース・タイム・リミット（規則35参照）およびフィニッシュ・ウィンドウを下表に示す

クラス	マーク1タイム・リミット	レース・タイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ
TECHNO293	15分	45分	20分
レーザー・420	15分	45分	15分

- 13.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースは中止される。
- 13.3 フィニッシュ・ウィンドウは、最初の艇がコースを帆走してフィニッシュした後、艇がフィニッ

シユするまでの時間である。フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF) 」と記録される。これは規則 35 および A5.1、A5.2 を変更している。

- 13.4 ターゲット・タイムは 30 分とする。ターゲット・タイムどおりとならなくても、救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

## 14 抗議と救済要求

- 14.1 抗議及び救済又は審問再開の要求は、適切な時間内にWEBフォームにて提出されなければならない。WEBフォームのURLはQR codeの掲示板にて通知される。ただし、WEBフォームにて提出することが困難な場合には、プロテスト委員会事務局に持参して提出することができる。審問要求の様式は、プロテスト委員会事務局で入手できる。
- 14.2 それぞれのクラスに対して、抗議締切時間はそのクラスのその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後、またはレース委員会が本日はこれ以上レースを行わないと信号を発した後、どちらか遅い方の60分後とし、その時刻は公式掲示板に掲示される。
- 14.3 審問の当事者であるか、または証人として名前があげられている審問に関わっている競技者に審問のことを知らせるため、および審問が行われる場所を知らせるため、通告するため、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。
- 14.4 レース委員会、テクニカル委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を規則61.1(b)に基づき伝えるため掲示する。
- 14.5 付則Pに基づき規則42違反に対するペナルティーを課された艇のリストは掲示される。
- 14.6 レースが予定される最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から30分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。

## 15 得点

- 15.1 シリーズが成立するためには、1レースを完了することを必要とする。
- 15.2 (a) 5レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は、レース得点の合計とする。  
(b) 5レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計とする。
- 15.3 掲示されたレースまたはシリーズの結果について誤りがあると思われる場合、艇はレース委員会に得点の照会を書面で求めることができる。
- 15.4 指示16の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしにPTPと記録し確定順位+3点の得点を与える。ただし、その艇はフィニッシュしなかった艇より悪い得点を与えられることはない。この項は、規則63.1、A4およびA5を変更している。  
なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示 16.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 16.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。

## 16 申告

- 16.1 出艇申告および帰着申告は口頭で行うこととする。艇長はスポーツ交流村クラブハウス南側の「レース申告受付所」でレース委員会に口頭で伝える。
- 16.2 申告は艇の艇長がおこなわなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 16.3 出艇しようとする艇の艇長は、当該クラスの D 旗掲揚 10 分後までに申告をしなければならない。
- 16.4 引き続きレースが予定されている場合、上記受付時間内にそのレースの分も合わせて申告しなければならない。出艇申告した艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長は、上記時間内に「レース申告受付所」で出艇申告の取り消しを申告しなければならない。
- 16.5 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに帰着申告を行わなければならない。当該クラスのレース終了後（引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後）60 分以内とする。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 16.6 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合、指示 16.3 に従い再度出艇申告を行わなければならない。
- 16.7 リタイアしようとする艇、および引き続きおこなわれるレースに出走しない艇は、リタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。該当艇の艇長は、帰着後直ちに指示 16.4 の帰着申告を行ったうえ、リタイア報告書を「レース申告受付所」に提出しなければならない。

## 17 乗員の交代【DP】

乗員の交代は、出艇申告の受付時間内に「レース申告受付所」にてレース委員会にその旨を申告しなければならない。海上において交代した場合は、指示 16.4 の帰着申告をおこなったうえ「レース申告受付所」にて同様の申告をしなければならない。

## 18 安全規定

### 18.1 【DP】 個人用浮揚用具：ライフジャケット

艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人用浮揚用具（ライフジャケット：自分の体重を支えるのに十分な浮力があるもの）を着用しなければならない。ただし、衣類の着脱に携わる短時間の場合には、この限りではない。この項は、規則第 4 章前文を変更している。

- 18.2 【DP】 艇はクラスルールに定める通りにバウラインを積載しなければならない。クラスルールに定めのない場合には、直径 5 mm 長さ 6m 以上のバウラインを、一端をバウアイに固縛した状態で積載しなければならない。なお、TECHNO293 の競技者は直径 4 ミリ以上で長さ 5 メートル

ル以上の「レスキューロープ」を海上にいる間携行し着用しなければならない。

18.3 【DP】自ら救助を求める場合は、救助する船に対して片手を高く上げて合図を送ること。

18.4 レース委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対し、リタイアの勧告及び強制的な救助をおこなうことができる。これは救済の根拠にはならない。この項は、規則 62.1(a)を変更している。

18.5 艇は自らの安全のためにマスト・トップに浮力体をつけることができる。

## 19 装備の交換【DP】

損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の書面による承認なしでは認めない。

交換の要請は、最初の適当な機会にレース委員会に行わなければならない。

## 20 装備と計測のチェック【DP】

艇または装備は、クラス規則、レース公示または帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。

## 21 オフィシャル・ボート

オフィシャル・ボートの標識は、次のとおりとする。

レース委員会艇	「RC」旗
プロテスト委員会艇	「JURY」旗

## 22 支援艇【DP】

22.1 支援艇は、安全に関わるものを除き、レース中の艇に対して支援行為をおこなってはならない。

22.2 レース委員会は悪天候やその他の理由により、支援艇に救助または曳航の要請をする場合がある。  
この場合、支援艇はこの要請に応じなければならない。

## 23 ごみ処理

ごみは、支援艇、レース委員会艇またはプロテスト委員会艇に渡してもよい。

## 24 艇の保管場所【DP】

艇は、指示された所定のバースに保管されなければならない。

## 25 責任の否認

選手は自分自身の責任でレガッタに参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物理的損害または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。



添付2 『コース図』

スタート-1-2P-フィニッシュ：レーザー4.7クラス

スタート-1-2P/S-1-2P-フィニッシュ：その他のクラス

